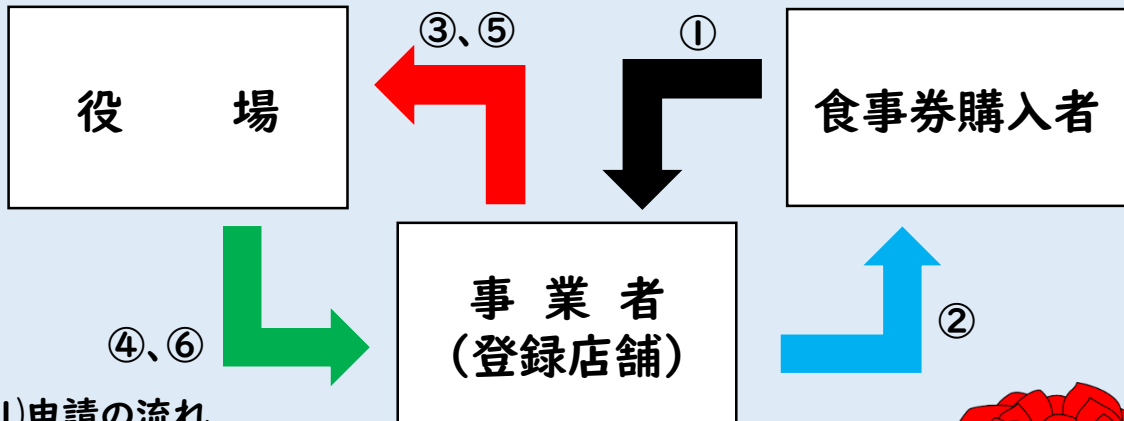


補助金支払いまでの流れ



(1)申請の流れ

- ① 食事券の利用
- ② サービスの提供
- ③ 補助金申請書の提出
- ④ 補助金交付決定の通知
- ⑤ 請求書の提出
- ⑥ 補助金支払(指定口座に振り込みをします。)

事業者さんは補助金申請書と請求書を提出すると補助金の振り込みがされるんだね!



(2)申請方法

以下の書類を役場窓口へ提出する。

- ①補助金申請書(様式第3号)
- ②使用された食事券(裏面に事業者の署名・捺印が必要)
- ③請求書(様式第5号)

※補助金申請は、事業者の皆さんの都合により、いつでも申請していただけます。(1週間毎・1ヶ月毎などまとめた申請でも可能です。)

(3)申請期間

令和2年6月1日～令和2年10月30日(金)まで

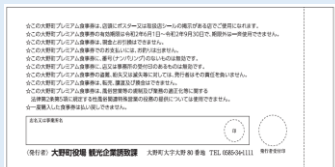
※補助金申請は役場開庁時(平日の午前8時30分～午後5時15分まで)となります。

(4)提出先

大野町役場観光企業誘致課(役場1階 4番窓口)



食事券見本(表)



食事券見本(裏)

店名又は事業者名	印
(発行者) 大野町役場 観光企業誘致課 大野町大字大野 80 番地 TEL 0585-34-1111 発行者受付印	

補助金申請の際には、食事券裏面に取扱事業者の署名及び捺印が必要となります。